

ちょっと気になる法律コラム 「民事裁判のIT化フェーズ3」

民事裁判は書面の提出、期日の出頭、事件記録の閲覧謄写と、労力と費用がかかるものであり、国民が利用しやすい民事裁判手続のためには、平成8年現行民事訴訟法制定時からIT技術の導入が必要不可欠でした。

なお、現行民事訴訟法にも電話会議システム（神戸の弁護士が電話で東京の裁判所の期日に参加すること）など便利なツールの導入は図られており、その後平成16年の民事訴訟法の改正で、オンラインでの訴えの提起なども規定されましたが、利用は低調でした。

ところが、日本の民事裁判手続のIT化が停滞している間に、欧米など先進諸国やアジア各国では民事裁判手続のIT化が急速に進められました。IT化の波に取り残された日本でも、民事裁判手続のIT化を進める機運が高まってきました。そして平成30年内閣府の「裁判手続等のIT化検討会」が発表した3つのe、つまり下記の ①e提出 ②e法廷 ③e事件管理の実現に向けて民事裁判手続のIT化が進められることになりました。

① e提出

主張、証拠のオンライン提出、訴訟記録の電子化、手数料の電子納付

② e法廷

Web会議の導入・拡大、口頭弁論期日の見直し、争点整理におけるITツールの導入

③ e事件管理

主張、証拠へのオンラインアクセス、期日のオンライン調整、期日の進捗、進行計画のオンライン確認

そして、令和2年から3つのeにフェーズ（段階）つけて、民事裁判のIT化を進めていくこととなりました。政府の実現目標であった3つのフェーズ（段階）は、

フェーズ1 Web会議を用いた争点整理

フェーズ2 Web会議を用いた双方不出頭の争点整理、口頭弁論のWeb化

フェーズ3 準備書面等のオンライン提出、訴状等のオンライン申立て、訴訟記録の電子化

です。フェーズの進行に合わせて、令和4年に民事訴訟法が改正され、令和5年には民事裁判手続のIT化を、民事執行や家事事件など他の民事手続についてもIT化する「民事関係手続のIT化のための関係法律整備法」も成立しました。この令和4年の改正民事訴訟法が令和8年5月に全面施行され、民事裁判手続のIT化はフェーズ3に突入することになります。

今後、民事裁判のIT化によって、民事裁判はどのように変わるのか、訴訟手続ごとに説明します。

●訴訟提起

本人訴訟を除いて弁護士が代理人となる訴訟の申立てはオンライン申立てが原則義務化されます。例外的に紙の書面で申立てができるのは、時効が迫っている場合の裁判所側の通信障害など極めて狭い場合に限定されるものとされています。弁護士の場合、紙か電子かを選択できるわけではなく、オンライン申立てが義務となります。

●準備書面、証拠の提出

民事裁判書類電子提出システムmints、今後導入予定の事件管理システムTreeSを使ったオンライン提出。基本的には紙の書面をPDFにして提出し、電子データや動画は、データのままアップロードすることになります。

●証人尋問・当事者尋問

証人尋問・当事者尋問もWeb会議により実施できるとされました。

●判決

フェーズ3の実施により、裁判所が作成する文書は一部を除き全て電子化されます。判決も電子判決書が作成されます。

●訴訟記録

訴訟記録も電子化され、原告被告の提出書類はすべてオンライン上で保管されます。閲覧謄写については手数料を支払い、データをダウンロードする、USBメモリーに記録するなどの方法が採られることになります。

以上のように、今後は、書面はオンラインで提出し、期日はWeb会議で行い、判決もPCで確認するといった、一度も裁判所に行かず、裁判官・相手方弁護士と直接顔を合わせずに裁判が終結することもあり得ます。

そもそも、法曹界には古くから紙の文化があり、裁判所・検察・弁護士とも膨大な紙の使用・保管が当たり前でした。今回、民事裁判手続のIT化により、紙の使用を一切念頭に置かない民事裁判の実現に向けて急激に舵を切ったことによって、裁判所は紙文書の膨大な保管コストから解放されます。そして、弁護士にはIT技術の取得が不可欠となりました。現在兵庫県弁護士会でもmintsの操作方法に関する研修が開かれており、覚えることも多く苦心していますが、今後は避けては通れない道ですので、研鑽に励みたいと思います。



リーガルドクター
の
ごあんない

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。困った事が起きたときに、法的な見解を聞きたいなど法律相談の業務も多数行っています。この機会にリーガルドクターをご活用いただければと思います。

顧問料 年間55,000円(税込)

＜冬季休業のお知らせ＞

令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)は冬季休業のため休ませていただきます。

交通事故・離婚
初回無料相談実施中

三共神戸ツインビル11階

